

## 練馬区立開進第四中学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1. いじめ防止基本方針の基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうる。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2. 学校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。いじめはどの生徒にも起こり得るとの認識に立ち、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に学校全体で取り組んでいく。また、いじめの解決にあたっては、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

### 3. 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、生徒を守ることができるのは、第一義に学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、日頃の生徒の言動に目くばりし校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、これまでに発生した「いじめ重大事件」を教訓として生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化し、重篤ないじめについては、学識経験者や専門家を含めた第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

### 4. 学校の取り組み

#### (1) 未然防止の取り組み

##### ① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の向上をはかる。

##### ② 道徳教育の充実

いじめは、未発達な考え方や道徳的な判断力の低さから起こる。道徳の授業を通して、人としての「心づかい」や「やさしさ」に触れたり、考えさせたりすれば、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業は、生徒の実態に合わせて、題材や資料の内容を十分検討し行っていく。

##### ③ 情報モラル教育の充実

インターネットを使用するマナー（個人情報・プライバシーの管理、不適切な書き込み、危険回避に関する知識など）を、情報モラル教室、セーフティー教室などで指導する。各種便

りや保護者会を利用して、保護者の啓発を行う。さらに、SNSの学校ルールを作成し、さらに、生徒・保護者の意識を高める。

④ 生徒会主催のいじめ防止の活動

生徒会役員を中心に生徒によるいじめ防止の取り組みを行い、全校生徒に対しても意識の向上をはかる。

⑤ PTAと地域、学校が協力した活動

ふれあい月間（9月）等において、PTAと地域、学校が連携した、いじめ防止の取り組みを行う。

(2) 早期発見の取り組み

① 教育相談（学校カウンセリング）

教育相談週間を設けて、1年生の全生徒を対象とした教育相談を実施する。また、相談室にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置する。そして随時、相談室を解放して、全校生徒がいつでも相談できる体制を築く。

② いじめ実態調査アンケート（心のアンケート）（6月、11月、2月に実施）

ふれあい月間（6月、11月、2月）にアンケートを実施。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、自宅に持ち帰って記入し、直接担任に手渡しするなどの配慮をする。状況に応じて配慮する。また、実態に応じて随時実施する。

③ 個別面談（4月、7月、12月に実施）

保護者と家庭での生徒の様子などを確認し、今までと変わった様子などがいないかを確認する。

④ 生活記録による聞き取りや夏休み明けの調査等を利用して、こどもの変化に気づき指導する。

(3) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

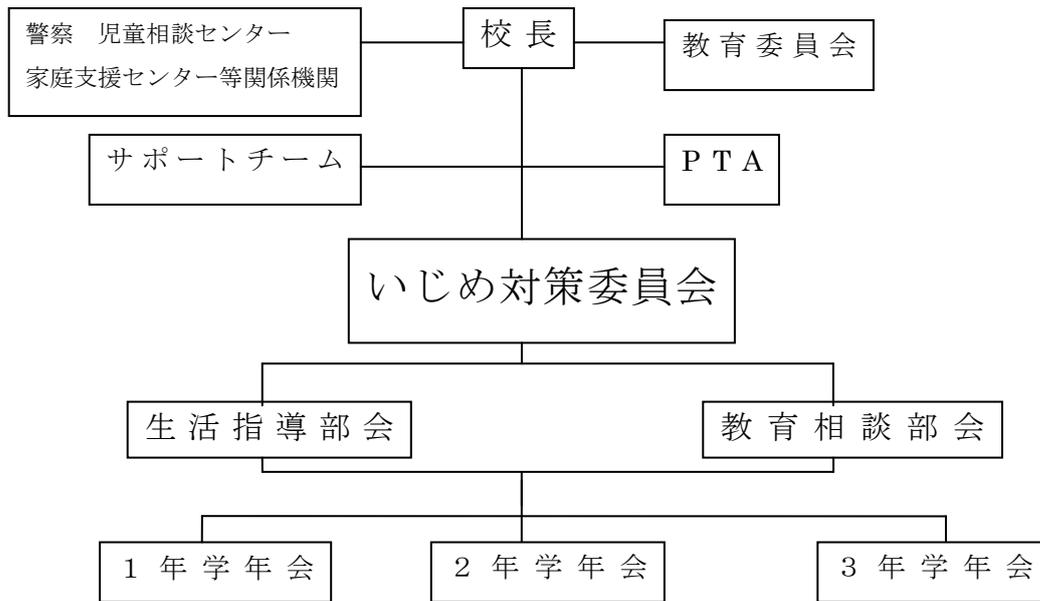
いじめの防止等を実効的に行い、また、いじめが起きてしまった場合、速やかに組織的に対応するため「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

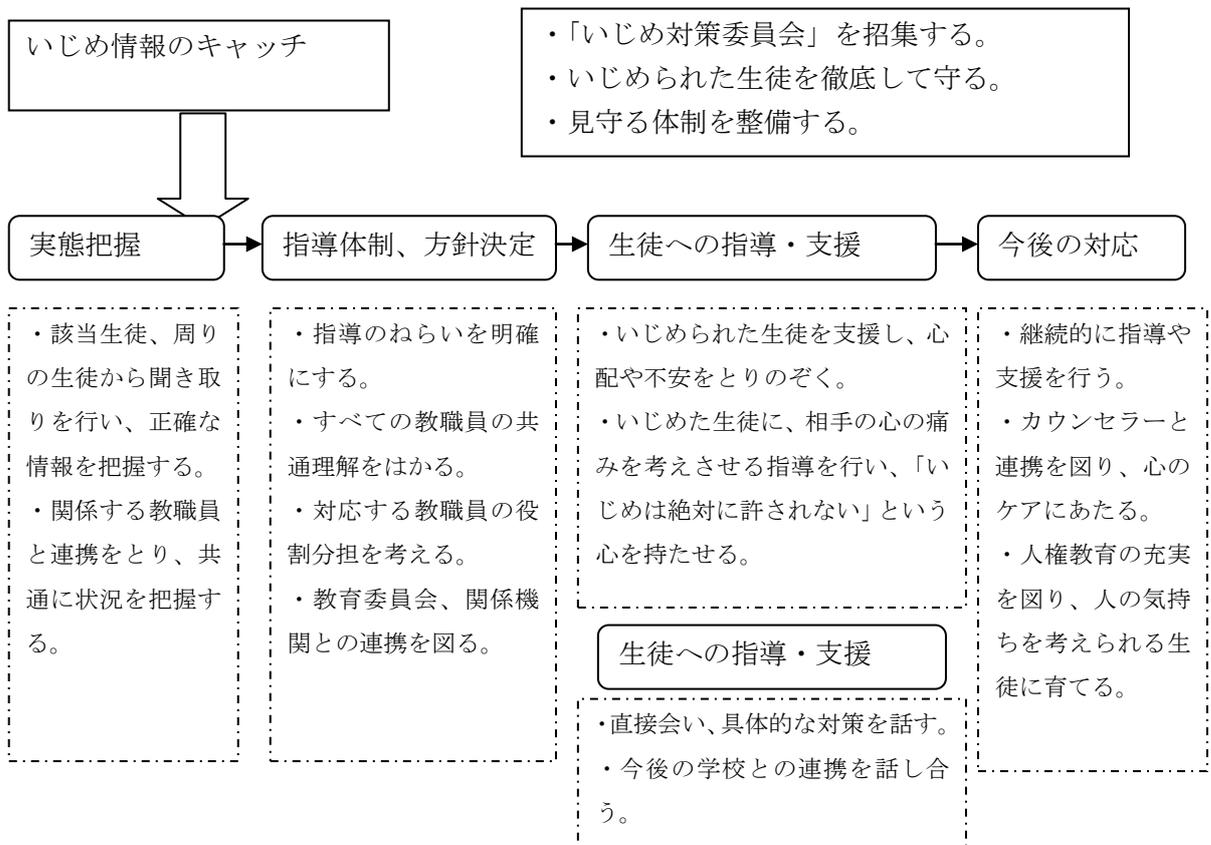
校長、副校長、主幹教諭、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員

〈活動内容〉

- ① いじめの未然防止に関すること。
- ② いじめの早期発見に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。



(4) いじめが起きた場合の対応  
 ◎いじめ対応の基本的な流れ



①いじめられた生徒への対応

※生徒に対して

- ・事実確認をし、生徒の今の気持ちを受け入れ、心の安定を図る。

- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できるという希望を持たせる。

※保護者に対して

- ・発見したらすぐに、保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめた生徒への対応

※生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・「いじめが人として決して許されない行為であること」を認識させるまで粘り強く指導する。  
また、いじめられた側の気持ちも理解させる。

※保護者に対して

- ・把握した事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

③周りの生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを防止する側へ転換するよう指導する。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

(5) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、速やかに練馬区教育委員会に報告する。
- ② 練馬区教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を設置する上で、関係機関と連携をはかる。  
(警察 児童相談センター 家庭支援センター 主任児童委員 保護司 学校教育支援センター 各医療機関)
- ④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 調査結果をもとに、迅速に事案の解決にあたる。
- ⑥ 事案によっては、マスコミ対応も考えられるので、管理職を窓口として、誠実に対応に努める。